

令和8年度

第1回川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会

日 時	令和8年7月16日（木） 午後2時00分
場 所	鳩ヶ谷公民館 ホール

— 次 第 —

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 令和7年度公民館使用状況について
 - (2) 令和7年度公民館事業報告について
 - ア) 公民館事業について
 - イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について
 - (3) 令和8年度公民館事業計画について
 - ア) 公民館事業について
 - イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について
 - (4) その他
- 6 閉 会

議題

(1) 令和7年度公民館使用状況について

①主催（共催）の部

種 別		利用件数（件）	参加人数（人）
公民館	定期講座	11	500
	その他の事業	55	1,976
	合 計	66	2,476

②貸出の部

種 別		利用件数（件）	参加人数（人）
社会教育関係団体	少年少女団体	0	0
	ボランティア団体	87	1,764
	青少年団体	0	0
	長寿団体	41	413
	体育レク団体	655	8,148
	P T A	0	0
	実務団体	5	135
	趣味団体	876	9,666
	その他の団体	2,866	28,155
	小 計	4,530	48,281
その他	公共団体	160	4,140
	行政協力団体	0	0
	自治会	75	1,621
	その他	127	2,770
	小 計	362	8,531
合 計		4,892	56,812

鳩ヶ谷公民館登録団体数

（団体数）

	8年度	7年度	比 較
優先団体	54	54	0
一般団体	64	50	14
合 計	118	104	14

（5月31日時点）

議題

(2) 令和7年度 公民館事業報告について

ア) 公民館事業について

講 座 名	内 容	開催日	回数	対 象	参加者数 (延べ)
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	5月18日(日)	1	社会教育関係 団体代表者	59名
人権問題専門講座	高齢者・要介護者の人権について、理解を深める。	5月18日(日)	1	一般	59名
夏休み親子料理教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月26日(土)	1	小学生及び その保護者	17名
子どもマジック教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 6日(水)	2	小学生 (1, 2年生は 保護者同伴)	午前15名 午後14名
第14回鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発表する機会を提供し、地域の方に、生涯学習の楽しさや素晴らしさを理解していただく。	11月 1日(土) 11月 2日(日)	2	公民館利用者 53団体と 地域の方	800名
市民大学(後期) 「スマートフォンの使い方講座」	スマートフォンの基本的な使い方、LINEや様々なSNSの紹介や、インターネットの注意点を学ぶ。	11月 9日(日) 11月16日(日) 11月23日(日) 11月30日(日)	4	一般	67名
おうちで手軽に大学芋づくり講座(オンライン講座)	家庭で手軽にできる大学いもの作り方を学ぶ。	12月 3日(水) から配信(R8.5.31現在)	1	一般	241回
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のための体操を学ぶ	1月11日(日) 1月18日(日) 1月25日(日) 1月31日(土)	4	一般	138名
親子味噌作り教室 (青少年育成事業と共催)	親子で発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を親子で学ぶ。	2月 7日(土)	1	小学生及び その保護者	16名

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場	参加者数
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	小学生とその保護者が一緒に料理作りに取り組むことで普段とは違う親子の触れ合いの場を提供する。	7月26日（土）	料理実習室	17名
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止夜間パトロールを行う。	8月 1日（金） 8月 8日（金） 8月22日（金）	鳩ヶ谷本町地区 坂下町地区 桜町地区	雨天中止 41名 24名
子どもマジック教室 （公民館事業と共催）	子どもたちに手品をする楽しさや達成感を味わってもらう。	8月 6日（水）	講座室1号	29名
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月21日（日）	鳩ヶ谷氷川神社	106名
親子味噌づくり教室 （公民館事業と共催）	親子で発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を親子で学ぶ。	2月 7日（土）	料理実習室	16名

※第68回川口市明るい街づくり運動推進大会表彰

青少年育成 功労者賞	矢作 登司雄 氏 非行防止や環境浄化などの活動に取り組み、青少年の健全育成に尽力したことが認められました。
---------------	--

議題

(3) 令和8年度 事業計画について

ア) 公民館事業について

講 座 名	内 容	開 催 日	回数	対 象	定員
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	6月14日(日)	1	社会教育関係団体代表者	—
人権問題理解講座	同和問題及び人権について理解を深める。	6月14日(日)	1	一般	—
夏休み親子料理教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月25日(土)	1	小学生及びその保護者	8組16名
子どもマジック教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 5日(水)	2	小学生	午前・午後 各回15名
第15回鳩ヶ谷公民館地区文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発表する機会を提供し、地域の方に、生涯学習の楽しさや素晴らしさを理解していただく。	11月 7日(土) 11月 8日(日)	2	公民館利用者と地域の方	—
市民大学(後期) 富士山信仰と富士塚 ～川口から富士山をめざした人々～	川口から富士山をめざした人々について学び、実際に、木曽呂の富士塚とその周辺の文化財を散策して当時を体感する。併せて、富士山への信仰をもとに道徳の教えを説いた小谷三志について学ぶ。	11月15日(日) 11月22日(日) 11月29日(日) 12月 6日(日)	4	一般	20名×4回
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のための体操を学ぶ。	1月10日(日) 1月17日(日) 1月24日(日) 1月31日(日)	4	一般	40名×4回
親子味噌作り教室 (青少年育成事業と共催)	親子で発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 6日(土)	1	一般	8組16名

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月25日（土）	鳩ヶ谷公民館
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止の夜間パトロールを行う。 〔 ※ 協力：武南警察署生活安全課 川口市防犯対策室 〕	8月 7日（金） 8月21日（金） 8月28日（金）	桜 町 地 区 鳩ヶ谷本町地区 坂 下 町 地 区
子どもマジック教室 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 5日（水）	鳩ヶ谷公民館
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月20日（日）	鳩ヶ谷氷川神社
親子味噌づくり教室 （鳩ヶ谷公民館と共催）	親子で、発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 6日（土）	鳩ヶ谷公民館

鳩ヶ谷公民館運営審議会委員名簿

任期：令和10年6月30日迄

【敬称：略】

番号	氏 名	現在の公職	条例第3条該当名
1	さいとう あつし 齊 藤 敦 史	桜町小学校校長	学校教育関係者
2	かんざき ゆうじん 神 崎 有 人	桜町4丁目自治会長	社会教育関係者
3	たかはし けんじ 高 橋 健 二	桜町5丁目自治会長	社会教育関係者
4	なか やま しげる 中 山 茂	ソファール東鳩ヶ谷団地自治会長	社会教育関係者
5	おおがね じゅんいち 大 金 遵 一	鳩ヶ谷本町三丁目自治会長	社会教育関係者
6	くらはし じゅんいち 倉 橋 純 一	鳩ヶ谷本町4丁目自治会長	社会教育関係者
7	おだぎり としあき 小 田 切 敏 昭	坂下町3丁目自治会長	社会教育関係者
8	やはぎ としお 矢 作 登 司 雄	坂下町1丁目自治会長	社会教育関係者
9	かない ふみこ 金 井 夫 美 子	公民館利用団体役員	社会教育関係者
10	つぼや あさみ 坪 谷 あ さ み	公民館利用団体役員	社会教育関係者
11	まつむら きみこ 松 村 き み 子	川口市民生委員児童委員	社会教育関係者
12	えんどう ミツル 遠 藤 ミ ツ ル	川口市民生委員児童委員（主任児童委員）	社会教育関係者
13	こやなぎ みさこ 小 柳 美 佐 子	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
14	かわかみ やす恵 川 上 靖 恵	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

令和7年度施設使用実績等

施設名	人数						貸館人数	施設利用人数 計 (オンライン除く)	回数				合計 (オンライン 含む)	合計 (オンライン除く)
	講座等 延参加者数								講座等 実施回数					
	主催講座	オンライン 講座視聴 回数	イベント・共 催	会議等	合計 (オンライン 含む)	合計 (オンライン 除く)			主催講座	オンライン 講座本数	イベント・共 催	会議等		
西公民館	881	0	3,714	144	4,739	4,739	97,962	102,701	20	0	97	5	122	122
幸栄公民館	79	191	2,257	146	2,673	2,482	90,354	92,836	8	1	96	10	115	114
並木公民館	109	281	1,615	233	2,238	1,957	78,817	80,774	4	2	48	16	70	68
横曽根公民館	183	0	2,784	166	3,133	3,133	44,091	47,224	12	0	152	7	171	171
西川口公民館	63	0	0	0	63	63	0	63	5	0	0	0	5	5
青木公民館	355	0	2,468	221	3,044	3,044	30,298	33,342	20	0	102	20	142	142
青木東公民館	233	347	2,425	176	3,181	2,834	39,131	41,965	17	2	91	8	118	116
上青木公民館	466	5,797	3,632	88	9,983	4,186	93,353	97,539	27	1	140	5	173	172
前川公民館	199	472	2,016	186	2,873	2,401	51,985	54,386	27	1	145	9	182	181
前川南公民館	110	0	1,028	160	1,298	1,298	21,203	22,501	7	0	93	10	110	110
南平公民館	337	0	5,416	471	6,224	6,224	40,056	46,280	11	0	118	23	152	152
領家公民館	313	240	1,013	167	1,733	1,493	35,422	36,915	29	1	43	8	81	80
朝日公民館	290	70	119	49	528	458	0	458	17	1	1	3	22	21
朝日東公民館	100	0	2,398	259	2,757	2,757	29,474	32,231	12	0	65	13	90	90
神根公民館	1,380	156	1,480	308	3,324	3,168	46,566	49,734	129	1	101	14	245	244
神根西公民館	45	0	30	24	99	99	0	99	2	0	2	2	6	6
神根東公民館	117	47	1,070	127	1,361	1,314	24,680	25,994	9	1	117	7	134	133
根岸公民館	152	0	0	52	204	204	0	204	9	0	0	4	13	13
芝公民館	121	104	1,461	201	1,887	1,783	35,851	37,634	8	1	52	7	68	67
芝南公民館	648	921	1,552	117	3,238	2,317	33,028	35,345	18	3	103	11	135	132
芝西公民館	147	0	2,852	153	3,152	3,152	31,004	34,156	9	0	117	6	132	132
芝北公民館	229	133	2,611	86	3,059	2,926	29,159	32,085	11	1	117	5	134	133
芝富士公民館	1,999	92	1,100	148	3,339	3,247	13,108	16,355	86	1	102	10	199	198
芝園公民館	274	187	1,971	28	2,460	2,273	22,514	24,787	24	1	92	3	120	119
新郷公民館	393	118	2,956	88	3,555	3,437	47,523	50,960	39	1	89	7	136	135
新郷南公民館	230	0	2,138	134	2,502	2,502	20,425	22,927	15	0	102	8	125	125
安行公民館	71	0	2,608	154	2,833	2,833	31,700	34,533	4	0	97	8	109	109
安行東公民館	133	140	2,948	35	3,256	3,116	20,800	23,916	11	1	105	3	120	119
戸塚公民館	305	103	7,171	64	7,643	7,540	90,035	97,575	31	1	99	2	133	132
戸塚西公民館	394	217	2,462	50	3,123	2,906	40,942	43,848	23	1	101	2	127	126
鳩ヶ谷公民館	259	241	1,793	183	2,476	2,235	56,812	59,047	9	1	51	4	65	64
南鳩ヶ谷公民館	89	107	1,216	134	1,546	1,439	19,337	20,776	4	1	37	5	47	46
里公民館	177	177	1,950	247	2,551	2,374	40,405	42,779	10	1	42	8	61	60
小計	10,881	10,141	70,254	4,799	96,075	85,934	1,256,035	1,341,969	667	25	2,717	253	3,662	3,637
中央ふれあい館	535	0	5,391	248	6,174	6,174	144,945	151,119	21	0	101	8	130	130
生涯学習プラザ	134	526	1,275	105	2,040	1,514	68,648	70,162	7	1	23	7	38	37
合計	11,550	10,667	76,920	5,152	104,289	93,622	1,469,628	1,563,250	695	26	2,841	268	3,830	3,804

令和8年度予算額

参 考

10款 教育費 6項 公民館費

(単位:円)

目	節	細節	説明	配分額		備考
				8年度	前年度	
1	1	52	報酬	65,000	65,000	公民館運営審議会委員報酬
1	7	2	講師等報奨金	48,000	80,000	市民大学用
1	10	3	食糧費	0	0	
2	7	2	講師等報奨金	216,000	216,000	
2	10	1	消耗品費	160,000	160,000	
2	11	1	通信運搬費	4,500	4,500	郵便代
2	13	2	電子複写機等借上料	0	0	コピーキット代
2	13	6	印刷機等借上料	0	0	インク・マスター代
合 計				493,500	525,500	

川口市公民館運営審議会事務要綱

1 目的

この要綱は、本市の公民館運営審議会の事務に関し共通の基準を定めることにより、館長の諮問機関としての適切な運営を図ることを目的とする。

2 設置

一つの公民館に一つの公民館運営審議会を置く。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、2つ以上の公民館について1つの審議会を置くことができる。

3 委員

- (1) 委員の役割…公民館の運営に、地域住民の意見・要望等が十分に反映される役割を担う。
- (2) 身分…非常勤の特別職公務員。
- (3) 兼務の禁止…一人が2つ以上の公民館運営審議会委員を兼ねることはできない。
- (4) 男女比…3割以上(4人)は女性委員とするよう努めるものとする。
- (5) 構成人数等(各関係者の人数は原則とする)

ア 学校教育関係者…1～3人

(ア) 学校教育関係者とは、地域内の公立学校長。

(イ) 役割…地域の教育という観点から公民館運営について、指導・助言する役割を担う。

イ 社会教育関係者…8～12人

(ア) 社会教育関係者とは、地域の社会教育活動者・施設の社会教育関係団体。

(イ) 役割…地域の社会教育活動や施設の社会教育関係団体に所属し、その活動・団体の現状や問題点を十分に把握するとともに、それらが公民館の持つ「公共性」・「目的」と、どう一致するかを冷静に見て判断し、公民館運営をのばすように協力する役割を担う。

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者…2人以内

(ア) 家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、地域の子育てサークルのリーダー・子育てサポーター・家庭教育に関する相談員や児童福祉司等。

(イ) 役割…地域の家庭教育に関する学習機会の現状や課題を十分に把握するとともに、地域の実情に応じた多様な学習機会が提供されるよう公民館運営に協力する役割を担う。

エ 知識経験者…2人以内

(ア) 知識経験者とは、地域の見識者・議会議員・社会教育関係団体構成員・公務員等。

(イ) 役割…地域の文化活動や学習活動の模範的実践者で、学問上の識見と豊かな生活経験があり、公民館に関して「知識・経験」者であるとともに館長へよき助言をする役割を担う。

4 期間

1期2年とする。但し、再任は連続して2期までを原則とする。

5 調査審議内容

公民館における各種事業の企画実施等に関することについて調査審議するものとし、内容は次ぎのようなものとする。

- (1) 公民館事業計画
- (2) 地域の実態と課題について調査
- (3) 地域課題に対する施策について
- (4) 学級講座の体系化と充実について
- (5) 地域住民からの人材発掘
- (6) 利用状況などの調査分析
- (7) 情報収集と公民館活動への反映
- (8) 社会教育関係団体の育成方策と連絡提携
- (9) 公民館の趣旨徹底と広報活動
- (10) その他

6 委員の選出

選考協議会を開催し次のとおり委員を選出する。なお、選考協議会に関し、事前に館長を進行役とした事前協議会を開催することができる。

(1) 選考協議会の開催 (座長・進行役は互選 委員数は10名以内)

ア 学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・知識経験者の別に定数内訳を枠決めする。

イ 学校教育関係者は、当該学校長間で互選する旨館長から説明する。

ウ 社会教育関係者は、地域の社会教育活動者及び施設の社会教育関係団体に分けそれぞれ列挙し選出する。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

オ 地域の知識経験者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

(2) 推薦書の提出

ア 選出した施設の社会教育関係団体には、民主的選出による人選をおこない会長名で推薦書を館長あてに提出するよう依頼する。

イ 選出した地域の社会教育活動者、地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び地域の知識経験者は、内諾を得た後選考協議会で推薦する。

(3) 教育委員会に提出

ア 館長は候補者内申書・委員名簿を作成し、教育委員会の会議に議案として提出し議決を得てから委嘱する。

7 任期途中の補充

- (1) 解嘱の事由が発生した場合には、速やかに教育長あてに解嘱の報告をするものとする。

なお、解嘱の事由は、

ア 委員が死亡した場合。(教育委員会報告事項)

イ 職指定(学校教育関係者)の委員がその職を離れた場合。(教育委員会報告事項)

ウ 法律・条例及びこの要綱の規定されている委員としての資格要件を欠くに至った場合。
(教育委員会報告事項)

エ 本人が退任した場合。(教育委員会議決事項)

オ 委員としてふさわしくない非違があったため、教育委員会として委員を解嘱する場合。
(教育委員会議決事項)

カ その他教育委員会が必要と認めた場合。(教育委員会議決事項)

※ 各種審議会委員等の解嘱に関する教育委員会の議決基準(昭和57年8月5日教育委員会決定)

ただし、教育長あてへの解嘱の報告事由は、ア、イ、ウ、エとする。

(2) 委員の選出については、本来は選考協議会を開催すべきところではあるが、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学校教育関係者は、館長が調整する。

イ 地域の社会教育活動者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

ウ 施設の社会教育関係団体には、その団体から選出してもらう旨館長が説明し、団体の会長名で推薦してもらう。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

オ 地域の知識経験者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

8 会議

(1) 会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 会議は、公開とする。(公開については、川口市審議会等の会議公開に関する要綱による。)

(3) 会議には、館長と公民館職員が出席するものとする。

(4) 議事録(答申)は、議事録署名人2名を選任し、署名をして文書で残すものとする。

9 傍聴

(1) 会議の傍聴人の定員は、2名以内とする。

(2) 傍聴の受付は、先着とし会議傍聴申込受付簿に記名させるものとする。

10 庶務

庶務は公民館で行い、会議資料及び議事録(答申)は生涯学習課長の決裁を受け保管する。

11 会議資料

会議資料及び議事録(答申)は、生涯学習課ならびに行政管理課(市政情報コーナー)にそれ

ぞれ1部ずつ提出する。

12 広報

会議資料及び議事録（答申）を窓口等で公開する。

（附則）この要綱は、平成12年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から、実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から、実施する。

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例第48号

改正

平成24年3月27日条例第23号

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月27日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。